



中部運輸局自動車交通部

令和7年2月25日 14:00発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

久世、猪飼 TEL 052-952-8082

静岡運輸支局 輸送・監査担当

原田、吉住 TEL 054-261-1191

同時発表：静岡県政記者クラブ

**乗合バス事業者に車両使用停止処分及び文書警告**

中部運輸局は、下記事業者に対して一般監査を実施し、以下の車両使用停止処分及び文書警告を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに営業所名

事業者名：浜松バス 株式会社（代表取締役 大久保 公雄）

住所：静岡県浜松市浜名区内野2423番地の1

営業所：本社営業所（住所に同じ）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和7年2月25日

処分内容：事業用自動車の車両使用停止 40日車（1両×40日間）＋文書警告

3. 監査端緒

令和6年6月6日、磐田市コミュニティバス「掛塚磐田駅線」において、運行バス3便が欠便したことから監査を実施。

4. 違反内容及び違反条項

（1）事業計画及び運行計画に定めるところに従い、その業務を行っていなかった。

（道路運送法第16条第1項）

（2）点呼の記録の記載事項が不適切であった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項）

- (3) 運行基準図の記載事項が不適切であった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第27条第1項)
- (4) 国土交通省告示で定める特定の運転者（高齢運転者）に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
- (5) 特定の運転者（高齢運転者）に対する運転適性診断（適齢診断）を実施していなかった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
- (6) 業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導監督が不適切であった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分等により付された違反点数	本社営業所	4点
当該事業者の累積違反点数		4点